

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成27年5月28日（木）午後3時00分から午後5時00分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 近 藤 宏 子（横浜地方裁判所第5刑事部部総括判事）

裁判官 馬 場 嘉 郎（横浜地方裁判所第5刑事部判事）

検察官 石 原 香 代（横浜地方検察庁検事）

弁護士 野 澤 哲 也（横浜弁護士会所属）

裁判員経験者1番 70代 男性 会社役員 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 40代 女性 パート （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 70代 男性 会社員 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 60代 女性 主婦 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 60代 男性 職業の公表を希望しない

（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 40代 男性 会社員 （以下「6番」と略記）

議事要旨

（司会者）

時間となりましたので、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。

私は本日司会を務めさせていただきます第5刑事部で裁判長をしております近藤と申します。どうぞよろしくお願ひ致します。

簡単に自己紹介させていただきますと、私は昨年の12月に横浜地裁に参りました、これまで横浜では5件の裁判員裁判の裁判長を務めさせていただきました。横浜以外の別の裁判所でも裁判員裁判の担当をして参りましたので、全部合わせると、これまで恐らく四、五十件程度の経験があると思います。横浜におきましても、裁判員、補充裁判員の方が大変に熱心に裁判、評議に参加していただいていることに、日頃から感謝の念を抱いているところです。

本日は、裁判員を経験した方々にお集まりいただきまして、それぞれの方の御意見をお伺いし、それを今後の裁判員裁判のより良い運営に生かしていくことができればありがたいと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、私以外の出席者の方々からも一言ずつ自己紹介をいただくことと致します。では、検察庁からお出でいただいている石原検察官の方からお願ひします。

(検察官)

横浜地検の検察官の石原と申します。よろしくお願ひ致します。私は、平成26年4月から横浜地検に勤務しております、以降、横浜地裁で行われている裁判員裁判などの公判担当をさせていただいております。

裁判員裁判は、横浜では正確には数えておりませんが10件程度経験させていただいています。毎回新しい経験があって、日々精進しなければいけないという感じです。検察官と致しましても、毎回なるべく的確で効果的でそして分かりやすい立証をということで努力しているところではございますが、なかなか実際に裁判員を体験された方から生の御感想、御指摘をいただくこともないので、今日は大変貴重な機会に参加させていただきました。ぜひ率直な意見を聞かせていただければ有り難いと存じます。よろしくお願ひ致します。

(司会者)

弁護士会から野澤弁護士にもお出でいただいております。一言お願ひ致します。

(弁護士)

私は弁護士の野澤と申します。よろしくお願ひ致します。私は弁護士ですけれども、裁判官や検察官のように刑事を専門にやるという職種ではありませんので、ふだん、裁判員裁判以外の普通の刑事事件は数多くこなしていますが、裁判員裁判自体は私自身は経験は1件させていただいているというところになります。ですので、私の立場で申し上げられること、お役に立てることがあつたら今日、申し上げたいと思っております。よろしくお願ひ致します。

(司会者)

それでは馬場裁判官、お願ひ致します。

(裁判官)

第5刑事部で裁判官をしています馬場と申します。よろしくお願ひ致します。前任庁は福井地裁の武生支部という支部の裁判所でございましたので、裁判員裁判はやっておりません。今年の4月に横浜地裁に配属されまして、それ以降、2件の裁判員裁判を経験させていただいたというところでございます。

なので、ほとんど皆様と変わりない本当に初心者で、裁判員裁判を初めて経験した時には、議論の密度というか、そういうものにびっくりしたところなんですけれども、今後、ますますいい裁判員裁判ができるように、今回は皆様の貴重な御意見を賜りまして今後に生かせていただけるような発見をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひ致します。

(司会者)

それでは、裁判員経験者の皆様からも一言ずつお話を伺いしたいと思います。まず、私の方からそれぞれどのような事件を担当されたのかということについて概略を申し上げた上で、裁判員を経験された全般的な感想を言っていただければと思います。どうぞ、全体的な感想として十分におっしゃりたいことを言っていただければと思います。

まず、1番さんが御担当された事件について、御紹介をさせていただきます。罪名は傷害致死罪で、暴力団の組長である被告人が同居をしていた男性に対して、説教のため模造日本刀を持ち出しその左腿を突き刺して失血死させたという事案のようです。被告人はわざと刺したという点を争っており、審理期間としては全部で五日間ということです。あと、この事件は後からお話を伺いする予定の4番さんと同じ事件です。

では、まず全般的な感想ということで1番の方からお願ひ致します。

(1番)

初めて人を裁くということでですね、一応、裁判員裁判ですから、私どももある

程度の知識を持って臨まなきやいけないなと思ったんですけれども。だけど、行ってみると全然違いました。一度経験したことによって、人の人生を左右するということを私は一番考えましたね。この裁判でどういうように進行していくのかなと思いまして、いろいろと話を聞いていましたけれども、非常に難しいことですね。

というのは、懲役何年から何年というのは、私たちはこういう事件が起きたときは懲役何年だ何年だと知りませんからね。裁判官は知ってらっしゃいますけれども、私はそういう経験はありませんので。それで私は執行猶予のことを聞いたんですけども、執行猶予というのは四、五年くらいでないと執行猶予はないんだとおっしゃったんですね。

(司会者)

3年以下ですね。

(1番)

3年ですね。私はできたら例えば10年ぐらいの刑をした人は5年ぐらいの執行猶予をしてですね、その間にそういうことを起こさなければ刑を免除するという方がいいんじゃないかなと、私はそう考えますけれどもね。あまり短いことに執行猶予を付けたんじゃ、あまり意味はないんじゃないかと考えましたですね。

それから最後に判決を下す時に、何年から何年とかを果たしてどこに持っていくのかですね。それから一番思ったことは、本当は現場検証で本人にやらせた方が、私はよく分かったと。いや、それは前にもやったことだからとおっしゃったんですが、私は現場検証をやらないとちょっとよく分からないなと思ったんですけどもね。そういうようなことをちょっとと考えました。

(司会者)

ありがとうございました。それでは、次に2番さんからお話を伺いする前に、御担当された事件について概略を説明させていただきます。

2番さんが御担当されたのは危険運転致死罪という事案です。内容は、スクーターで帰宅しようとしていた被害者が被告人の運転するワンボックスカーにあおられ

た後、道路の左側に止めてあったセミトレーラーの連結部分に衝突して死亡したというものです。被告人はあおり行為をしていない、通行妨害の目的や危険の認識はなかったという主張をして争っていたようです。期間は全部で十日間というものでした。

それでは、2番さんの方から全般的な感想をお願い致します。

(2番)

常々メディアとかでも、人一人殺してその程度の年数では刑が軽いんじゃないとか、昔から言われてたことで、それもあって裁判員制度が入ったんだと思うんですけど、いざ自分たちで無罪を主張している人を有罪にして、じゃあ刑期は幾つにするかという話になった時、その年数の重さというのがどれぐらいのものなのか、軽いんじゃないかという世の中で言われる程度の数字しか、やはり自分たちで評議してもつけられなかつたということが、今回、ものすごく知ったことですね。その数字の365日を足すというのが、どれだけの意味があるのかというのを、裁判では毎日考えていました。そういう難しさを感じました。

(司会者)

ありがとうございます。それでは、次に3番さんから御意見をお伺い致しますが、3番さんが御担当された事件は、夜間、一人で歩いていた女性に対して路上で行われた、強制わいせつ致傷2件、強制わいせつ3件という事案でした。被告人は事実関係等全てを認めていたようです。審理期間は五日間ということでした。

それでは、全般的な感想をお願い致します。

(3番)

裁判員の候補者になったと聞いてから約1年後に横浜地裁に呼ばれまして、事件の内容が何だろうかと非常に気になっていました。といいますのは、私は何でも興味があって首を突っ込む反面、非常に怖がりなんですね。結構筋金入りの恐がりなんです。もし、血を見るとか、あるいは残虐な事件だと耐えられないんじゃないかと思っていましたところ、強制わいせつということだったので、これもちょっとま

ずいなという感じがしていました。

結論から言いますと、この事件は5件あって、罪について争ってないんですね。全部認めている。ですから、そういう点では、証拠調べと本人が言ってることが全く同じで、時間もやり方も被告人と被害者が言っていることが全く同じで、しかも素直に認めている。傷害といつてもちょっと確か膝を擦りむいたぐらいで、何というか聞くに堪えないようなことはあんまり何もしてないんですね。ただ、ちょっと連續的になってしまった。

そういう事件だったので、ほかの事件を何も知らないんですけども、今、2件ほど聞いてて、人が死んでいるとか、これからもいろんな事件があると思いますけれども、そういう意味では非常に、今回、やってよかったです。

有罪か無罪かを判断するんじゃなくて量刑だと。量刑も同種、同様な事件での判決事例や裁判官からの説明も的確であります。裁判員の6名プラス2名の補充裁判員の方も本当にランダムに選ばれたのかなと思うほど70代の私を筆頭に20代の男女とか30代とか、本当にバラエティーに富んでいて、それぞれの年代の意見が聞けて非常によかったです。判決では、犯人も非常に反省しているように見えたんですけども、その後、控訴したのかどうか非常に気になっているところなんですが、いろんな意見が出まして、もっと迷ったり、後で心に残ってとかそういうのを聞きますけれども、私の経験上では非常に良かったなと思います。

ただ、こういう事件ばかりじゃないので、じゃあ、「裁判員裁判はすごい簡単で楽だよ。」みたいなことは絶対言えないなと。私はたまたまラッキーだったんじゃないかなと、説明も全て非常に和やかに分かりやすくいい裁判だったと思います。

(司会者)

どうもありがとうございます。それでは、引き続きまして4番さんの方から。先ほども申しましたように、4番さんは1番さんと同じ傷害致死の事案を担当されたということですね。どうぞ全般的な感想を御自由におしゃってください。

(4番)

ちょっと頭の中がパニックになってあんまり話せないんですけれども、まず自分が選ばれたということが第一にびっくりしています。それで、自分の子供と年が同じなのに、それでまたちょっと考えさせられましたね。

(司会者)

被告人が同じ年だったということなんでしょうか。

(4番)

はい、そうです。そういうことで、被告人に対してちょっと感情が入りまして、前科があるんですけども、また2度もやって、法廷にお兄さんが来られて、あと従業員の方も来てたようなんですけれども。何かそういうことをいろいろ考えたら胸がもういっぱいになってしまいまして。あとは、結構グループがまとまっていましたので、話し合う時にあまり固くならずに意見を述べながら話をしていました。

(司会者)

ありがとうございます。続きまして5番さんですが、5番さんの事件は殺人未遂、傷害という罪名で、被告人が弟とその妻に対し、なたで切り付けるというようなことをして、弟の奥さんに対する殺人未遂、弟に対する傷害の罪に問われているということです。

被告人は殺人未遂について殺意を争い、またそれとは別に被告人の責任能力についても争いがあって、検察官は心神耗弱という状態であったという主張をしていましたが、弁護人は心神喪失で無罪であるという主張をしていたようです。審理日程は全部で六日間だったとのことです。

それでは全般的な感想を5番さんからお願い致します。

(5番)

いい経験をさせていただいたんですけども、全体的にやはり心遣いというか気配りといいますか、裁判長それからあと陪席のお二人、私ども6人とがグループになって、しっかりした結果が出せるような方向付けをしっかりと準備なさっていたと思います。

ただ、準備が万全過ぎるのかな、非常によくできていきましたのでそのシナリオに乗ってどんどん進んでいって、結果も大体見えてくるのかとも思いました。ただ、その判断する案件については非常に難しいものがありました。

さっき言ったように心神耗弱であったのか、心神喪失であったのか。殺意があつたのかなかったのか。被告人が犯行の記憶もなかったということもあって、非常に難しい判断を迫られる裁判で、逆に3番さんのような完全に認めていてどんどん進んでいくというものではなくて、一つ一つの判断が求められるものであったということで、犯罪としては、腕を落としただけで命がなくなっていた犯罪ではなかったんですが、一つ一つの判断が非常に難しいものがありました。

それにつきましても、話し合いの中で結論を出していくわけです。心神耗弱であったのかなかったのかという問題とか、殺意があったのかなかったのかという問題についても、いろいろな証拠と状況的なもの、それから公判でのいろいろな陳述とか尋問で明らかにしていって、それを組み立てていって結論を出していくことに対して、裁判長の方を中心にして話し合いができたんじゃないかなと思っております。

そういったことで、この裁判員裁判というのは、やはり裁判長をやっていただく方と公判前のいろいろな整理、こういったものが非常に大切なんだなということを感じました。

(司会者)

今、おっしゃっていただいた中で、準備が少し万全過ぎるのかなという御発言があって、その辺り非常に気に掛かります。後でまた詳しく教えていただければと思います。

それでは6番さんにお願いします。6番さんが御担当された事件は殺人の事案で、妻子のある男性が出会い系サイトで知り合った女性を殺害したという事案です。首を絞めたという行為自体は被告人も認めていたようですが、これと死亡の結果との因果関係を争い、加えて、承諾殺人の主張もしているというような事案です。審理期間は八日間ありました。

それでは、裁判員を経験された全般的な感想を、6番さんからお願ひ致します。

(6番)

私の担当した事件は殺人事件であります、なおかつ男女の絡みがありまして、被害者は亡くなられてますから、被害者側の意見というのは全く分からぬわけです。基本的に被告人の主觀で裁判は行われました。

大変難しい部類の裁判に入るんじゃないかなと思うんですけれども、それなりにきっちと話し合いの時間は設けられましたし、裁判中はストレスがありましたけれども、必要なストレスってありますからね。抜けちゃうんじゃなくて過不足ないストレスの中で裁判員も裁判官の方も補充裁判員の方も、もう出し切るぐらいまで全部話し合いましたから、量刑判断は非常に難しくて、裁判員にさせていいものかどうかも問題なんじゃないかなとは思うんですけども、話し合った結果ですから、決めたことに関しては職業裁判官の方の進行の仕方も大変よかったです、素人の意見を、何でもいいから戦わせてみようという中で導き出されましたし、裁判員の方もいろいろいますから、本当に私1人では半分も押さえられないようなところでも、みんなきっちと補いつつ、こんなところまで聞いてたんだとか、自分では1回の裁判では聞き取れないようなことも、皆さん真剣に。真剣度合いというのは、やっぱり裁判員、素人の人はみんな真剣だなと思いました。

だから、とりあえずやるだけやったので、ストレスはかなり掛かりましたけれども、終わった後に、大変いい経験したなというものは残ります。まあ、きついのはやっぱりどっかに感情移入しちゃうところですよね。被告人もしくは被害者どっかに感情移入してしまう。素人ですからね。そこが一番厳しかったかな。なおかつ被害者じゃなくて被告人側に感情移入しちゃうと、周りから責め立てられるような気にもなる感じもしますし、ストレスはかなり掛かりますね、やっぱり裁判期間中は。全てが初めてなことを経験するわけですから。

だから最初で最後で裁判員1度きりというのは、それは余りにもちょっと雑なやり方なんじゃないかなとは思いましたね。どちらかといえば、量刑判断は裁判員に

は難しいんじゃないかなと思いました。その辺を改善していけば何かいいんじゃないかなと思うんですけれどもね。私としては、いい経験をさせてもらったなと。

なるだけ被告人にはきっと刑を全うしてもらって、きっと世の中に出してくれれば。被告人の家族の方もいましたから、裁判所に来られたんで、そういう人たちを見てますから。家族のためにも、刑を全うして頑張って出てきてもらいたいなという気持ちでいっぱいですね。

(司会者)

ありがとうございます。それぞれ皆様から非常に貴重な意見、全般的な感想をお伺いしただけでも、意義深いお話がたくさん出ていますけれども、それでは、これから手続に沿った形でそれぞれ審理の分かりやすさ、分かりにくさなどを中心にお話を進めていきたいと思います。

まず、皆様一番最初に法廷に入った日のことを思い出していただけますでしょうか。裁判が始まりまして、まず被告人の氏名を確認するというようなところから始まって、起訴状の朗読などがありまして、その後、検察官と弁護人の双方から冒頭陳述というものがなされたと思います。皆さんのお手元には御自身が担当された事件について実際に当日手にされました冒頭陳述書の紙をお配りしてあると思います。

冒頭陳述は、証拠調べが行われるに当たって、そもそもどのような事件で何が争点となっていて、これからどこに注目して証拠調べを聞いてもらいたいかというようなことを、それぞれ検察官及び弁護人が説明をしたというものでした。

皆様にとってこの冒頭陳述は、思い返していただきまして分かりやすいものであったか。それとも、こういう点が分かりにくかったというようなことがおありかどうか。書面を見て、思い出せる範囲でお話を聞かせていただきたいと思います。

それでは、まず1番さんと4番さんが担当されました傷害致死の事件ですけれども、検察官からはA3の紙で見開きの冒頭陳述書が出され、弁護人からは非常にシンプルなA4の半分ぐらいを使った箇条書きの文章を示したメモが出されたようです。もちろん口頭でそれぞれ補足されたんだと思いますが、冒頭陳述についての分

かりやすさなど、御感想はいかがでしょうか。

1番さん。

(1番)

双方、犯罪といいますかそういうものはきっちとしていて分かりやすかったです。どうしてこうなったかというのも全部分かりましたから。だから両方とも最初はよく分かりました。

(司会者)

4番さんはいかがでいらっしゃいましたか。

(4番)

先ほど話をしましたけれども、とにかくパニックになっちゃって、最初法廷にて言ってることも頭に入らないで、一応、帰ってきて、お部屋の中で相談しますよね。話し合いで。それで「ああ。」という感じだったですね。

(司会者)

初めて法壇の上に座られて緊張感の方が強かったというふうなことでしょうか。

(4番)

ええ、そうですね。すごい。

(司会者)

今のお話ですと、休憩時間に評議室に戻られて、少し落ち着いて振り返られて、内容なども頭に入れられたということでいらっしゃいますか。

(4番)

そうですね。はい。

(司会者)

同じく冒頭陳述について伺いたいと思いますけれども、2番さんはいかがでしたでしょうか。危険運転致死ということで、起訴状の文章だけですと非常に分かりにくいものかなと思うのですけれども、冒頭陳述メモとして検察官からは図面などの入ったA3の1枚のもの、弁護人からはA3で文章と図面が添付されているものが

出されたようですがれども、御感想などを聞かせていただけますか。

(2番)

事件の現場は、港の一般人が入るようなところじゃない倉庫のところの道路で起きたことだったんで、まずその概要をみんなで把握するのに時間が掛かったんです。横浜の港湾のところなんですよね。評議室にプロジェクターとか写真で画像が出せるところがありますよね。あれがもうちょっと多用できたらいいなと思ったんすけれども、証拠にある写真しかなくて、それがぽっぽっと3点ぐらいで説明されながらの現場を理解するのは分かりづらかったんですよ。Googleぐらいの空間認識ができていたら、もうちょっとよかったですなという感じはありました。

(司会者)

最初は、まだ評議室で写真とかいうものを見る場面ではなく、冒頭陳述メモを配られてプレゼンテーションなるものを聞いたんだと思いますが、その時点では、いかがでしたでしょうか。その分かりやすさは。

(2番)

それは分かりやすかったです。事件の概要としては。検察官の冒頭陳述メモは大変分かりやすくて、私たちにも理解しやすかったです。逆に弁護人は全部文章だったので、これを読解するのに手間取ったところはあるんですけども。検察官は研究されてていいなと思いました。

(司会者)

そうすると、その後、事案を更に証拠調べをしながら詳しく理解しようとする時に、その状況の理解が難しかったというお話をいたしましたんでしょうかね。

(2番)

そうです。はい。

(司会者)

ありがとうございます。続きまして、3番さんに冒頭陳述についてお伺いしたいんですけども、自白事件で特に争われていないということもありまして、検察官

からはA4の紙で事件の順番などを時系列に記載した比較的シンプルなものが出来ていて、また弁護人からも四角で文章を囲った上で矢印などをたくさん使われた冒頭陳述メモが出ているようですが、これも分かりやすさということでいかがでしたでしょうか。

(3番)

事実の関係で争われてないので、同じような事件が五つ並べられて、弁護人は、それに対してより分かりやすく説明をしていたように感じました。

(司会者)

検察官のものが分かりやすかったし、弁護人が加えられた説明も非常に分かりやすかったというお話ですかね。

(3番)

ええ、分かりやすかったです。

(司会者)

ありがとうございます。同じく冒頭陳述メモや冒頭陳述の内容について、5番の方はいかがでいらっしゃいましたでしょうか。

(5番)

非常に分かりやすいものだと。全体像というものを把握するためにつくられたものですけれども、特にやっぱり検察側のつくられた、どちらかというと図式になつてますけれども、やはり慣れてない方にとって、文章を読み解くのは大変ですから、そういう点では箇条書きにされたものが示されることはいいと思います。その中で、こことこことここが争点ですよというのをもう少し強く言ってもいいんじゃないかなと。今後どこを審理していただきたいのかというところを、もう少し強く出してもいいんじゃないかなと。理解が強くされるんじゃないかなと思いますけれどもね。

弁護人から出されたものはちょっと薄かったかなと、そういう点では。私はこれをこう強く弁護していきたいという部分が出てなかつたので、ちょっと物足りない部分もあったんです。ただ、検察側からこれが出てますから、今後、進んで行くと

きには、弁護側がここを弁護していくんだなという判断にはなったので、特に問題はなかったと思います。よく分かって全体像が描けたと思っております。

(司会者)

責任能力の問題もあるということで、冒頭陳述でも検察官、弁護人が説明を加えられていますが、初日に初めてお聞きになって、その辺りも説明されている内容というのは分かりやすかったでしょうか。

(5番)

そうですね。事件というのはその日突然分かるわけですけれども、非常に込み入った事件ではありましたけれども、十分に私としては理解できたと思っております。

(司会者)

弁護人が出されたメモを見ますと、パワーポイントですっと文章が示されているというようなもので、スライドの数も相当数あるようでしたが、これ自体は、今のお話すると、検察官のものと比べると図式的というよりはやはり文章的であったということでしょうか。

(5番)

そうですね。弁護側としてはここを戦っていって、例えば無罪にしたいとか。心神耗弱であったとか、殺意がなかったとかというのをよく見れば確かに書いてはあるんですが、インパクトとしてはちょっと薄かったかなという感じがしますが、よくできたパワーポイントだとは思っておりました。

(司会者)

先ほどのお話ですと、検察官の冒頭陳述についても、もっと強く争点というようなところを強調された方がよかつたのではないかというお話でしょうか。

(5番)

そうですね。これでも十分大丈夫だとは思いますけれども、言葉でももうちょっと強くしていただいてもよかったですかなという感じがします。やっぱり争点はここですというのは、今後の進め方で大事ですので。そこのところは少し強目に私どもに

指摘していただくと、もう少しポイントがはっきり見えてくるんじゃないかなとは思いました。

(司会者)

ありがとうございます。それでは同じく冒頭陳述につきまして、6番の方お願ひしてよろしいでしょうか。

(6番)

冒頭陳述というのは、要は初日だけですか。

(司会者)

はい。

(6番)

初日はやはり緊張してますから、分かっちゃいるんですけども、頭に入っていないというのは正直あります。ドラマを見てるような、若干錯覚もありつつ、「あ、やっぱり進行していくんだな、こんな感じで。」という、初めて見るものを自分なりに心で落ち着かせることの方が先ですから。いきなり行って事件の内容をバーッと頭に叩き付けることは、初日の段階では私はできませんでした。だから、分かってはいますけれども、頭に入っていない状態が1日目は続いてまして、2日目、3日目ってなってきた時に、やっと分かりました。

ドラマならば、最初から最後まで見ている人に丁寧にこうストーリーがザーって行くんですけども、裁判でそうじゃないなって、初めてそのとき思いました。いきなりドーンと来て、それでいきなり証人、証人、証人て、それぞれのことしか、その人しか分からないことをボンボンボンと言いますから。ストーリーじゃないんだな。ああ、これはパズルだなと思って。物語じゃなくてパズルなんだな、裁判は、と思いましたね。だから、初日は正直頭に入りませんでした。

(司会者)

今、拝見しますと、検察官の出された冒頭陳述メモは、A3の紙でかなり細かな時系列などが書かれているようですけれども。

(6番)

いや、検察側のこの書類はすごく分かりやすいし、逆に、弁護人のワード一辺倒の書き方では、正直頭に入りにくいですね。やっぱり弁護人と検察官のこの辺の証拠を見せる力、裁判官にアピールする力というのは、やっぱり弁護人より検察官の方が上だな。上下で比較するならば、うん、やっぱり差があるなと思いましたよ。これを見て。

(司会者)

確かに弁論要旨の方は文章でかなり長いものが弁護人から出されてるんですが、冒頭陳述メモの方はワードの文章ではなく、争点を最初に打ち出して主張の要点というようなことや主張の根拠となる事実、かなり工夫された書類が出されているようですが。

(6番)

そうですね。幾つかきちんと争点をまとめてあるというところに関しては、検察側の方がきちんとまとめてあるんで、非常に分かりやすかったというのあります。

(司会者)

後でお尋ねしようと思っている論告・弁論というところでお聞きしようと思っておりますが、弁論要旨のようにワードでただ文章がずっとつながっているよりは、冒頭陳述メモで弁護人が出していたいたような工夫されたものの方が分かりやすいということですかね。

(6番)

そうです。

(司会者)

これは、視覚的に、今、見てということになってしまふかもしれません。

(6番)

やっぱり視覚的に訴える書類の方が分かりやすいというのはありますよね。その辺工夫はしなきゃいけないところじゃないかな。

(司会者)

ありがとうございます。一通り冒頭陳述について御意見をお伺いしましたが、検察官、弁護士さんの方から、何か冒頭陳述について確認しておきたいこと、お聞きになりたいことはございますか。

(検察官)

そうですね。今回、否認事件を担当された方が多いので特に伺いたいんですけれども、5番さんはおっしゃってくれたように思いますけれども、やはり冒頭陳述では、争点は何で、どこに注目して、これから何にポイントを置いて証人尋問とか証拠説明を聞いてほしいか、というのが伝わるように努力をするという形で、検察官としてはやってるんですけども、そういう意味での導入としてはいかがでしたかというところをお伺いしたいです。足りないとか、多過ぎたとか、情報過多とかあるんですよね。

(司会者)

争点をしっかりと打ち出して、何に注目して証拠調べを聞いてほしいかということが、検察官の冒頭陳述で分かりやすかったでしょうか。这样一个御質問でしょうかね。

5番さんは、そういうのはあったけれども、もっと明確に打ち出した方がよいというようなことでしたでしょうか。

(5番)

いや、これで私としては十分でした。非常によく分かるものをつくっていただいてたと思いますし、今、お伺いしていると、書式がちょっと違うわけですよね。検察側はこういった形の、言うなれば私ども素人でも分かりやすい形というか、弁護側の方はどうちらかというと文章を連ねるという形が多いみたいなんですね。これだとやはり差が出てくるのはどうしてもしょうがないと思うんですね。

内容は同じで、弁護側も同じようにその主張をしている。検察側もしてるんだけども、私たち裁判員にとっては、やはり活字が並んだものよりは整理されている

ものの方が理解しやすいわけですよ。皆さん、やはりどうしてもそちらに行ってしまう。そういう形をとっているのならば、今後は書式を同じように、弁護側も検察側も同じような書式にされたらば同じインパクトに近づくんじゃないかなと思いました。どんな書式がいいかは分からぬすけれどもね。

(司会者)

2番さん、先ほどお尋ねのあった、争点について、冒頭陳述で検察官がしっかりと示して、この点に注目して証拠調べを聞いてくださいというようなプレゼンテーションになっていたかどうかということでは御記憶の範囲でいかがでしょうか。

(2番)

なっておりました。というか、検察官の方は、多分、皆さんが今初めて見られても、とても分かりやすくされてました。それでいて、5番さんがおっしゃってたように弁護人の方は文章がずっと続いてるんですよ。これを読み込むのがつらかったので。どうしても検察側が訴え、主張していることに弁護人は文章を添えていくものなのですか。分からぬすけれども。同じようには並べるんですかね。もし並べるんでしたらありがたいなと思いますけれども。

(司会者)

それでは、野澤弁護士から何かございますか。

(弁護士)

私が今、皆様が御担当された事件の冒頭陳述メモ、弁護側のものを拝見して、私も今日、パッと初めてこれに目を通しましたけれども、例えば、今、2番の方のおっしゃったもの、5番の方がおっしゃったもの、6番の方がおっしゃったもの、やっぱり私が見てもパッと分からぬすですね。今、すぐ見て。やっぱり我々弁護人の立場でも、私自身が心掛けていたことは、一見して分かりやすいもの、パッと見て図で一目見れば、言わなくともある程度分かって、それに言葉で補足をすることでより分かりやすく理解していただけるものを、やはり冒頭陳述ではやらなければ

いけないかなということは、私自身は努めてやっているつもりではあります。

そういう意味で、こういう言葉が並んでるものは、どちらかというと台本というか言葉で皆様にお示しするものではなくて、手控えとして自分が話すネタ帳みたいなようなもののレベルでは、こういうことも用意はしているつもりではいるんですけども、ちょっと弁護人それぞれいろんなやり方があるんだなというのは、私もちょっとこういうところで実感するところであるというところが率直な感想ですね。

(司会者)

冒頭陳述に関して、馬場裁判官の方からありますか。

(裁判官)

先ほどの2番さんにお伺いしたいんですけれども、現場の様子が分からなかつたというふうな最初のお話のところで、双方、図は付けている。要するに、車のぶつかったところの図は付けているんですけれども、更に現場を理解する上でこういうものがあったらよかったのにという、この冒頭陳述の紙だけで現場を理解するのであれば、こういうものがあればよかったみたいなところってありますかね。

(2番)

先ほど言った感じなんですけれども、結局、一般道じゃない、という前提で話が進められてたんですけども、地図上で見ると一般道のようなんですよ。なもんですからどうしても路肩とかが分からなくて。でも、路肩がないんですよ、ここは、多分。

そういう意味では3Dの画像というんですかね、車とバイクの事件だったのですから、そういったものがあつたら分かりやすかったかなと思いました。

(裁判官)

ちょっと写真の添付は難しいのかもしれませんけれども、絵みたいなものを三次元的にということですかね。

(2番)

そうですね。

(裁判官)

検察官がコンテナ、セミトレーラーのイメージ図とか描いてるものだけだと、ちょっと分からぬという感じなんですかね。

(2番)

そうですね。

(司会者)

それが冒頭陳述の段階の問題であるかどうかという問題はありますですが、分かりました。

それでは、今度は証拠調べといいまして、証拠の書類や証拠物の内容を検察官が説明したり、証人尋問をされた事件では証人尋問を行ったり、そして被告人質問を行ったというところが証拠調べ全般になるわけですけれども、この手続について、もっとこうすればよかったですにとか、何か注文やあるいは何かこういう点が分かりにくかった、あるいは分かりやすかったというような証拠調べ全般に関する御感想をいただきたいと思います。

また順番になってしまって申しわけないんですが、1番さん、いかがですか。

(1番)

証拠というのは日本刀が一振りありますて、ほとんどほかには証拠らしいものは別になかったようですし。

(司会者)

現場の状況などの写真は。

(1番)

それ以外のやつがありましたが、私は現場検証をしてもらいたかったですね。というのは、振り回したのが、どの要領で振り回して殺したか。後ろが狭かったので、どういう振り回し方をしたのかということなんですよ。

(司会者)

「現場検証」と今、おっしゃられたのは、その同じ場面で同じ日本刀を使って、

振り回したとしたらどんなふうになるのかという証拠が見たかったということですかね。

(1番)

そうです。見たかったということですね。はい。足に刺してるんですからね。

(司会者)

現場そのものではない場所で振り回してみた写真というのはあったんでしょうか。

(4番)

法廷でやったんですよね。

(司会者)

法廷でやったのですか。

(4番)

だから、角度が全然違って、「もうちょっとこっちじゃないのか。」「そうやってやるとぶつかるんじゃないかな。」とかそういうね、意見が。

(1番)

だから本当は現場検証してもらったらよかったです。それがちょっと、それだけですね。

(司会者)

それだけで、そのほかは特に注文ということはないということですか。

(1番)

はい、ございません。

(司会者)

4番さん、今、少しお話をいただいてしまいましたが、4番さんの御感想としてはいかがでしたか。証拠調べ全体について。

(4番)

今の話ですよね。それであと、日本刀は約1キロぐらい本物はあったらしいんですよ。だからそれがどのぐらいに、座ってやってるんだから。それが本当に振り回

されて足の腿に刺すのかどうかというのをすごい・・・その本物は来なかつたんですね。

(1番)

いや、あつたんじやないですか、それ。

(4番)

日本刀ありましたっけ。

(1番)

ありました。

(4番)

あつてそのちょっと偽物じやないけれども、それを振り回すとき、本物ではできないからと言って、代わりを持ってきたわけですね。

(司会者)

日本刀の現物の証拠自体は出ていたけれども。

(1番)

あつたんです。

(4番)

ありました。はい。それは振り回されずに。

(司会者)

「振り回す」という点ですが、法廷でやつたというのは、被告人は何も持たずに振り回すような動作をされたんですかね。

(4番)

それはやりました。ちゃんと持ってやつたかもしれない。

(司会者)

何かを持ってやつたというような記憶がおありですか。

(4番)

そうそう。

(司会者)

裁判員の方々というのは、現物を手に持つということはされなかつたですか。

(4番)

持ちましたよね。重たい。「どうですか。」って持たされたんですけれども。

(1番)

それはできました。

(4番)

それは実際にはこうやれないです。危ないから。

(司会者)

危ないので振り回しはしなかつたけれども、手に持って重さは確認されたということですか。

(4番)

ええ。手に、「みんな持ってください。」って持つて、すごく重かったです。

あと、ここは写真が載ってないですけれども、写真を見た時はランニングに血があつたりとか、ジーパンにちゃんと絵が出てましたけれども、ここには絵がないから。

(司会者)

「ここには」というのは、冒頭陳述や論告ということですかね。

(4番)

そうです。写真とビデオみたいなのを見せていただいた時には、その部屋とかそのランニングがどのぐらいどこに血が付いているとかというのは、その場では分かりましたけれども、今、ここに実際は載ってないから。

(司会者)

手元の紙にはないけれども、法廷では証拠の写真などを見たということですね。

ただ、被告人が言っているような動作で傷を負うのかどうかということについては、もっと現場で再現してみた証拠などもあれば、更に判断がしやすかったんじや

ないかと思うということでしょうか。

(4番)

そうです。

(1番)

そうですね。私はその方がいいと思いましたですね。

(司会者)

それでは、全く違う事件についてですので、また違う観点からお話をいただけると思うのですが、2番さんは証拠調べ全般についていかがでしたでしょうか。非常に証人の数が多かった事件のようですが、いかがでしたか。分かりやすさという点などについて。

(2番)

証人の供述はそれぞれ大変役に立ちました。2年前の事件だったそうなんですが、覚えている限りのことをおっしゃってくださって大変よかったです。

被告人自身はストレスだったのか、思い出せないということが多くて、そこはやっぱり物足りない感じはしたんですが、あまり語らない分、無罪になる決定的な言葉が足りないのかなって、逆に推測してしまいました。

さっきも何度も言ってるんですけども、空間が理解しづらいので。

(司会者)

現場の写真などは多分証拠として出ていて、法廷でもごらんになったと思うんですけども、その何枚かの写真だけでは分かりにくいということだったんでしょうか。

(2番)

港湾道路というのは、私たちがふだんそんなに進入しない特殊な道ということで、それを理解するのに分かりづらかったのと、加速して事件の場所までになる間の空間認識がやっぱり取りづらかったというのがあったんですけどもね。

(司会者)

あおり行為をしたかどうかというようなことが争点で、かなりの距離がずっと問題となっているようなのですけれども、その全体を空間として認識するのが証拠では難しくて不十分だった気がされたということなのでしょうか。

(2番)

頭のいい方ならその計算とこの土地のここに路肩がなく駐車場があるとか、そういうことを全部把握できたのかも分からんんですけども、私の中ではこの全体図を理解するのにそれなりに掛かりました。

(司会者)

あと、この御担当された事件では、中間評議といいますか、中間論告、中間弁論を行った上で、一旦あおり行為があったかどうかということだけの評議をされていよいよなんすけれども、その後、また更に、その時の被告人の認識というか危険性についての認識などについての審理が続いたようですが、そのようなやり方はやってみていかがでしたか。自然な流れとして分かりやすいものでしたでしょうか。

(2番)

覚えてないんですけども、分かったんじゃないかなと思います。引き出せるものは全て私たちは引き出したと思ってます。

(司会者)

証人尋問などからということですかね。

(2番)

はい。

(司会者)

なので、まずあおり行為があったかなかつたかということについて話し合うということも、自然にできたというような御感想でしょうか。

(2番)

はい、そうです。

(司会者)

それでは、証拠調べの内容について注文等がないかということでまたお尋ねしていきますが、3番さんは、事件数が多かったために被告人質問を事件ごとに区切ってやっていったような審理スケジュールのようですがけれども、そのようなやり方はいかがでしたでしょうか。分かりやすさという点で。

(3番)

5件ということで、同じように場所とやり方を人形みたいなもので示した写真、スライドを見せられて、場所については現地を写した、昼間と夜間と両方とも写して犯人との争点がないのでもう淡々とそれが進められたということですね。ですから、そういうふうに犯行が行われただろうというのは想像できると。

それが同じように、場所はもちろん違うんですが、本当に11時頃であったり夜の8時頃であったり。で、我々が疑問に思ったのは、例えば8時か7時ぐらいというのはまだ、それでしかもそれがちょっと駅にそんなに離れてないところだったり、住宅地で街灯がちゃんとある住宅地であったり、よくそういうところでどういう心理でやったのかという質問も多く投げ掛けたのですが、そういう意味では、我々の質問に考え考えながら、一生懸命答えてくれた被告人に対しては、皆好印象を与えられたんじゃないかと思いますね。

ただ、反省の言葉とかそういうのを犯人から聞くときに、読んだものを棒読みにして感情が入ってない。まだ若い犯人でしょうがないんでしょうねけれども、ドラマじゃないんだし。

今回の事件について後で思ったのは、これもし否認したらどういうふうに立証するのか。つまり一方的で、証拠も何にもないので、いいのかなという疑問もあったんですけども、今回は争いがなかったので、淡々と分かりやすく過ぎていったというのがあります。

(司会者)

そうすると、被告人が犯行を認めていたというのもありますけれども、特に、これは被告人がやったんじゃないんじゃないかというような疑問を積極的に抱かせる

ような、そういう点があったというわけではないんですか。

(3番)

ないです。

(司会者)

そこは特に、全く問題はないなという確信は得ていらっしゃいましたか。

(3番)

はい。そうですね。

(司会者)

その上で、もしも争われたらどういうことになったんだろうか、ということでしょうか。

(3番)

そういうのはありましたね。つまり非常に難しい裁判になるんじゃないかなという。そういう否認している事件なんかもちろんあるはずだと思うんですね。そういう裁判だと、もっと本当にそこでその場所でその時間で何が証拠でなってるか。被害者の供述だけで本当にいいのかというようなこともあるかな、なんて思いながら。

(司会者)

あと、先ほど、どうしてそんな人目があるような場所でそんなことに及べたのかというようなことを尋ねたところ、一生懸命答えてくれているその姿は印象の良いものであったということでしたかね。

(3番)

そうですね。本人は途中でやめてすぐ逃げちゃうんですね。本当かどうか分からぬんですけども、本人に「何でその途中で逃げちゃうの。」って聞いたら、「あ、いけないことをした。」と我に返るらしいんですよ。つまり病気的な、やるときはもう一切我を忘れて、だからだんだん回を重ねているときに、最初は11時頃の人出のないときだったんですね。それがだんだん5回目ぐらいは本当に明るいところでも。

ただ、本人の意見では、被害者に対して大変申しわけないと。刑を終えたら少しでも働いて少しでも返していくという話とか。それから病院へ必ず行って、自分のそういう癖を治す医療が今は確立してはいるそうですが、そういうことをやると言っているんですが、それが「本当なの。」という言い方しかできない。まだ若いけれども。それは、先ほど言ったように本当に言わされているみたいな、仕方がないのかなというところなんですけれども。

今回はだからそういう証拠というよりも陳述というか、証人は被告人の上司で、刑を終えても必ずうちで雇う、そして更生させるというふうに約束を自ら進んでやってくれていると。普通、そういう悪いことを常習的にやっていた社員を、もちろん零細中小企業なんですけれども、それをかばってやるというのは何なんだろうなって。そうしたらば、会社が潰れそうになって経験のある社員がみんな去っていった時に、彼一人残って、一人じゃないんでしょうけれども、「社長、一緒になってここを乗り切りましょう。」みたいなことを言ってくれたということで。それはまあそじやないかなということで。

そういういろんな、物的な物って何もないんですけども、そういうことを感じながらみんなで、これは量刑を決めるだけだったので、それでもそういうのを信じるか信じないか。そういうところに入っては確かに難しい面もあったかもしれませんけれども。

(司会者)

そうすると、かなり深いところまで証拠調べで聞くことができたということであらっしゃいますかね。

(3番)

そうですね。はい。

(司会者)

ありがとうございます。続きまして5番の方、証拠調べについて何か注文なり分かりにくかったというのはいかがでしょう。

(5番)

私の担当させていただいた事件というのは、電動車椅子で立てない被告人なんですがけれども、犯行のあった家というのは3階建てなんです。なたを振り下ろして弟の奥さんの腕をぼろっと落としてしまったという残酷な事件だったんですが、歩けないお兄さんが3階の居間まで上がって弟の奥さんの腕を落としたという事件、まあミステリーですね。

何で電動車椅子の人が3階まで上がって犯行に及べたのか、ということが判断できないといけないわけなので、証拠というものを積み上げていかないと、なぜ3階でその犯行が起きたのかということが判断できないわけですね。

それについていろいろな証拠を、ここでは細かくは言いませんけれども、積み上げていって、その方が、結局、3階まで上がって、で、心神耗弱の状態ではあるけれども犯行に及んだことは罪に問われるということで、結果が出せたわけですね。

ということで、非常に難しいいろいろな、本人もその間の記憶というものが全くないという。被告人は記憶がない中で、周りの皆さんだけの証言で積み上げていきながら物的証拠と合わせていって、有罪の中の何年かの刑期までもってたというのは、非常にその証拠の積み重ねというのが良かったとは思います。

ただ、先ほども出ているんですけども、その空間というのがありますよね。やはり問題になったのは、6人の裁判員と3人の裁判官、9人いますよね。9人の人間が同じ共通の中で空間がどのような、例えば、2階がどうなってて3階がどうなってて階段がどのようならせんになってて、というような、共通の空間認識を持たないと、なかなか、今、お話の中で気が付いたんですけども、空間認識を取るのがやはり難しかった。

例えば、「このドアは内開き。」「ここは、外開きだった。」「え、どっちだったつけな。」ということね。で、図面を見るとやっぱり内開き、外開きが分かる。それから、「らせん階段はこういう向きになってた。」「それともこっち向きだった。」「それによって見える見えないというのがあるけれども、どっち向

きだったつけかな。」というような、そういったことがいろいろあるんですね。

それから今考えるとなんですかけれども、テーブルがあってソファーがあって、そこを歩けないはずの被告人がなたを持って切り付けたんだけれども、「その距離感ってどうだったの。」とかというような、その空間でのいろいろな疑問というのはあったんですね。

ですから、今後、そういうような問題とか、2番の方のようなときは、模型とか3Dが今、発達している時代ですから、僕なんかの場合には、あのときに家の模型があったらば、9人の人間が、模型が一つあることによって、「ここでこういう具合に頭をこっちはして倒れてたよね。」というのが分かってくるので、今後はそういった形で空間を認識するための手立てというものがあったら、非常に明るいんじゃないかなという感じが、今、致しましたね。

(司会者)

空間認識という貴重な視点が皆様から出されていますけれども、引き続きまして、6番の方が体験された事件における証人尋問、被告人質問、そもそももの書証など、そういう証拠調べについてはいかがでしたでしょうか。

(6番)

検察側が連れてこられた証人は、第1発見者と、あと解剖した解剖医の方なんですよ。で、残念ながら、被害者の友人である方が一人いたんですけれども、証人拒否されて、本来ならば、何か法律上は証人は検察官の方でしょっぴいてでも裁判所に連れてこれるらしいんですけども、それをしなかったんです。で、2時間程度、時間が空いちやったんですよね。何回も説得はしたんですけども、友人である証人が来られなかつたということがあって、やはり被害者の証人なんで話はぜひ聞かないと事件の真相に迫れないところだったので、その辺はすごく残念だなと思いました。

やっぱり一番大事なのは、実際に解剖されたお医者さんの意見はすごく参考になりました。その逆に、弁護人が、意見として連れてきた証人の方が医学の観点じゃ

なくて画像解析の専門家、しかも交通事故を専門にされている方という、全然畠違いの方を証人で持ってこられて、ルーズソックスの模様が、これはこの絞めた首の模様と違うとか、そういうところを突いてきてるんですけども、私の感じでは、基本的にそれはちょっと違うんじゃないかなという人が来て話をされても、うそにしか聞こえないんですよね。しかも、今、思い出したけれども、その証人が言うには、自分の足をルーズソックスで絞めて、その絞めた跡を解析しましたとか。それはちょっとなあって。逆に、それは証拠なのかなみたいな。粘土を絞めてみましたとか、自分の足を絞めてみましたというのを画像解析したりとかいうので、ちょっと何だろう、弁護人も一生懸命なんでしょうけれども、畠違いの人を連れてきてその辺のことを証明されても、ちょっと話にならないなといったところはありました。

ただし、弁護人は、被告人が子供の頃から家族関係が悪かったために、両親とは全く連絡が取れない状態でずっといたのを、どこから調べてきたかは知らないんですけども、両親を捜してきて法廷に上げたという努力はすごくいいとは思うんですけども。ただその一番大事なところが、何を争いたいのかというところで、争いたいところで持ってきた証人がちょっとずれてるような感じがしたのが、ちょっと残念だなと思います。

(司会者)

何かルーズソックスで絞めたのかどうかという争いだと、そういう跡がどうだったかというのも、それなりに重みのあるお話かなというふうには、今のお話だけからですと思ってしまうのですけれども。実際には、全体の証拠の中でそんなに重要でないよう6番さんは思われたということですかね。

(6番)

そうですね。解剖されたお医者さんの意見は間違いないというか、それなりの医学に則した証拠を提示していただいたんですけども、弁護人が持ってこられたのは何かその模様が違うだとか、粘土でやってみたらこんなになっちゃったとか、ルーズソックスは、自己ではルーズソックスで実際に試してみたと言うんですけど

も、そのルーズソックスはきっとその現場で使われたルーズソックスとは全然別の種類のルーズソックスを使ってみたりとか。何かつじつま合わせに一生懸命やっているけれども、それは無駄な努力じゃないかなとは思ったりとかもしましたので。

(司会者)

全く同じものかどうかというところからして、ちょっと違うというようなお話をうたったということですか。

(6番)

何かちょっと信憑性のないことをいろいろ言わされたので。ちょっとおもしろかったですね。こういう弁護の仕方もあるんだなみたいなのはありました。

(司会者)

証拠調べについて皆様の御意見を一通りお伺いしましたけれども、検察官それから野澤弁護士の方から何か直接お尋ねになっておきたいこととか、証拠調べに関してございますでしょうか。

(検察官)

かなり詳しく皆さん具体的におっしゃっていただいたので、質問というわけではないんですけども、やはり事件の起訴に至るまで相当裏に多くの証拠がありまして、その中で争点を絞って取捨選択をしていく中で、やっぱり足りないものがあるんだなというのが参考になりました。特に現場とかは多少重複しても詳し目に出した方がいいのかなという感想を抱きました。なかなか時間も限られてるものですから取捨選択のところはとても迷うところではあるんですけども、大変参考になる意見をいただきました。

(司会者)

野澤弁護士は何かおっしゃいますか。

(弁護士)

これは我々もよく言われることで、やはり弁護人が聞く質問、そして検察官が聞く質問、分かりやすい分かりにくい。さっきもいわゆる冒頭陳述一つをとっても分

かりやすい分かりにくいがあったように、弁護人が聞くこと、何でこんなことを質問するんだろうとか、何の意味があるんだろうとか、そういうような疑問というのは皆さんあったかなかったかということを、あるなしだけでも結構なんですけれども、お聞きしたいなというのはあります。

(司会者)

証人尋問や被告人質問の場面で弁護人からの質問で、その質問の意図などが分からなくて疑問に思ったことがあったかどうか。というようなことですか。そんなような質問でよろしいですかね。

(弁護士)

はい。

(司会者)

どうですか、皆様。何か。

(5番)

重複の質問はありましたね。同じことを弁護人も検察官も聞いてらっしゃったので。最初に聞くところを突き合わせてみた方がいいのかなとも思いますけれどもね。

(司会者)

また同じこと聞いてるなということが、ちょっと気になられたというようなことですかね。

(5番)

そんな感じがありましたね。はい。

(司会者)

ほかの方はいかがですか。

(2番)

弁護人が二人いらっしゃったんですけれども、それぞれが質問したりそれが書類を出してきたりしたんですよ。もともと刑事事件ばかりを専門にされてるわけじゃないから不得手はあるのかもしれません、そのところが時間の無駄となつ

ていますね。そういうところはその弁護人には理解していただきたいなと思いました。

(司会者)

そうですね。2番さんが担当された事件はちょっと特殊な内容で、それぞれお二人が一人ずつ弁論もされて、弁論要旨も2通出されているようですね。

(2番)

ええ、そうです。しかも内容も重複した書類が持ってこられるんで。

(司会者)

1本にまとめられずにそれぞれがなさったように書類が出ているということですね。

(2番)

時間がなかったのか、そうなんです。

(司会者)

質問についても、そのお二人ともそれぞれ別々にお聞きになってたのか。質問はお一人の方がなさったんでしょうか。

(2番)

質問の内容については、私は途中から頭に入らなくなってきたんですけども、裁判官に止められたりしてたんで、内容的にもそれはもう意味のないことということは言われていたかと思います。

(司会者)

重複かあるいは意味がないというふうな形で止められていたような記憶があるということですか。

(2番)

重複です。そうですね。それで度々中断されてはいましたので、弁護人の不慣れさか分からぬんですけども、ちょっとそういうのは要らない内容でした。

(司会者)

ほかに弁護人の御質問だけに限らず、検察官からの質問でも結構なんですけれども、何か意図が分からなくて不思議な気がしたとか、何かそういうことは特に覚えていらっしゃるところではないですか。それなりに、今、御指摘いただいたような点ということでしょうかね。

(弁護士)

ありがとうございます。

(裁判官)

空間認識という御指摘は非常に参考になって、我々も若干感じているところだつたんですけども、ちょっと2番さんがおっしゃったことに関連して、1番さん、2番さん、4番さん、5番さん辺りにお聞きしたいんですけども、ちょっとそういうのが分かりにくいくらいになって、法廷でプレゼンされた証拠資料をもう一度評議室で見るというときに、全体に映し出されればよかったですみたいなことを先ほどおっしゃってたかと思うんですけども、そこを紙しかない状態で何度も見るのにためらったとか、あるいは、ちょっともう一度見返す機会に、十分に見返せなかつたとか、そういうことは大丈夫でしたでしょうかということなんですね。

評議室で証拠をちゃんと再確認できたかどうか。そういうところはいかがでしょうか。

(2番)

確認はできたんですけども、審理の記録を全部取るためなんですか。証拠の幾つか検察が出している証拠の資料しか見せてもらえないんですよね。多分。見せてもらえるのはこの部分とこの部分という、反対側の写真とか全部附箋で隠されながら「これです。」「これです。」って。証拠の一部分だけしか見せてもらえない。

(司会者)

証拠として採用されなかつた部分は隠していたということですかね。

(検察官)

そういうことですかね。

(司会者)

あと、もちろん弁護人から出された証拠も。ただ、最後、順番として検察官がまず証拠調べをして、それが提出され、その後、弁護人から請求された証拠調べといふので、時間差はありますけれども、両方とも証拠調べが終わったものはもちろん手元に届いて、両方見ていただいている状態だったとは思いますけれども。

(2番)

あの1冊丸ごとは、見ることはやっぱりできないんですか。

(司会者)

ちょっとよく分かりませんが、証拠として出されたものは全部見られる状態だったと思います。もしかすると、公判前整理手続の記録ですかね。それは主張の書類とかはあるかもしれません。先ほどのお話だと写真がというのであれば、1通のうちの、採用されなかつた証拠のことでしょうか。あるいは、恐縮ですが若干御記憶違いの点があるのかなとも思いますが。

(2番)

記憶が曖昧なのですみません。

(司会者)

証拠調べについて、今、お話を伺いしてまいりましたが、あと若干一言ずつ感想をいただきたいのは、被害者参加という形で、2番さん、3番さん、6番さんが担当された事件では、亡くなられた方についてはその御家族の方、3番さんの強制わいせつ等の事件についてはその被害者の方などの意見陳述がなされたと思います。それについて何か御感想なりはありましたでしょうか。もし御記憶の範囲で、それを聞いてどんなふうに思ったとかいうような御感想があればお伺いしたいと思います。

3番さん。

(3番)

5人の被害者の方のうち一人が本人とお母さんが来られてまして、確か本人はし

やべらないでお母さんが代わってお話をされた。擦り傷を負った、一番重い傷害を伴う強制わいせつということで、やっぱり本人が来てその家族が話すと、事件は終わってないなとすごく共感できますね。ああいうのは、やっぱりどうしても加害者の説明なり生い立ちなりこれから努力なりを聞かされて、だんだんそっちへ行くんですけども、やっぱり絶対許せないという気持ちですね。これは我々にもがっかり伝わってきますので、あるとないとだとえらい違うなというのをやっぱり感じます。

(司会者)

6番さん、いかがでいらっしゃいましたか。御家族の方が意見を述べられたというような場面が、6番さんの事件でもございましたでしょうか。

(6番)

私の担当した事件は、被害者の女性は、中学生の頃からもう家出してるんです。多分家族構成も難しい家族構成で、要は、家出した間、ずっと被害者は友達の家に泊まったりとか売春行為をしてお金を稼いでたりとかという生活をずっとしてたんですけども、要は、本来ならば母親ならばそんなことを許しちゃいけないんですね。だから、私の感じでは母親としての責務を果たしてない親であって、正直あんまり印象は良くない。しかも、裁判所には全く来られてなくて弁護士を立ててらしたんですけども、被告人に対してかなりきつい文章で弁護士は語ってらしたんですけども、私としてはその母親の意見は、何なんだろう、本来ならば被害者の感情を察するところなんでしょうけれども、私はあまり感じませんでした。何と言ったらしいのか・・・そういうことですね。いろいろあるんだなとは思うんですけどもね。私自身の人生経験が浅いんで、その辺は、人生いろいろあるしなと、そんな感じですかね。分からないですけれどもね。

(司会者)

よく分かりました。2番さんの事件でも被害者参加の意見陳述がありましたね。

(2番)

はい。自分の感情的なことで言えばいいんでしょうか。

(司会者)

聞かれた御感想をそれぞれ皆さんおっしゃっていただいておりますが。

(2番)

それまでは事件を淡々と話し合っていたんですけども、この方たちのコメントを聞いた時点で感情的に大変つらいものになり、被害者の息子さんが涙ながらに証言したところは、私も母親なのでつらくて。そこから量刑を計ることがとてもつらくなつたんですけども。まあでも意見を聞くのは必要なことなのかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。それでは、論告、弁論につきましては、先ほどの冒頭陳述と同じようにそれぞれ検察官、弁護人から紙が出されていてというところで、恐らくは先ほどお伺いしたような御感想を両者比較というようなところではお持ちだったのかなと思いますが、特に論告・弁論について何か御意見のある方、こういう点はもっとこうしたらしいんじやないかというようなこと。

冒頭陳述との違いで申しますと、その求刑が何年であるとかいうことを検察官は必ずおっしゃいますし、弁護人も年数等をおっしゃる方、あるいは執行猶予にしてくださいということをおっしゃる方、いろいろであったと思いますけれども。そのようなところで何か御感想を持たれた方、こういう点は良くなかった、良かった、どうぞどなたからおっしゃっていただけないでしょうか。

5番さん、いかがでいらっしゃいますか。論告・弁論、そして求刑というところでは。

(5番)

特には感想といいますか、まあこんなものかなというような、今までの審理を積み上げた部分での結果が双方で出てきたなということで、特に問題はないかなと思います。この後、これで刑期を決めるわけでもんね。ですから、特には、「ああ、こんなもんだ。」ということでしたので、意見はありません。

(司会者)

ほかの方でいかがでしょうか。何かここはもっとこうした方がいいというような御注文等あれば、ぜひお願ひ致します。

(2番)

弁護人が最終弁論のところで、弁護人なりの弁論があつて、それによって「被告人は無罪である。それは亡くなった〇〇君も天国から正にそのとおりと言っている。」というふうに言い切ったんですよ。被害者の家族が涙ながらに見守っている中、「〇〇君も正にそのとおりだと天国から言っている。」と言ったのは、何の意味もないし、そういういた過剰なコメントというのは日本においては必要ないと思います。

(司会者)

貴重な御指摘かなと思って拝聴致しました。

検察官、弁護士の方から何か論告・弁論についてお尋ねになりたいことは。後で時間の関係もありますから、評議についての御意見など聞いた上で、論告・弁論も含めて御質問いただければと思います。

駆け足になってしまって申しわけないんですが、その後、評議をしていただいて結論を出したというところでいらっしゃると思います。評議の内容についてはいろいろ守秘義務等もございますが、ここでは評議のやり方について、こういう点でもっと工夫をした方がいいのではないかなど、どんな辛口の意見でも言っていただいて、直すべきところを直していきたいと思いますので、御注文などありましたら、ぜひ裁判所に向けて評議についておしゃっていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

(3番)

量刑を決める際に、事例がもう少し細かく正確というかな。やっぱり同じ事件であっても、数と内容ともう少し細かく事例がないと、大ざっぱにこの辺だろうというのは分かるんですけども、やはり量刑を決める上ではもっと細かい、これはあ

んまり細かくは集計できないみたいなことを言われたんですが、それでももうちょっとできる限り。量刑を決めるための判断材料がちょっと大ざっぱなような気がしました。

それが一番大切なことなので、ほかとの比較で、もちろんこの事件だけが急に突出的に重くなっちゃもちろんいけないと思うんで、よりいろんな事件の内容も含めて少し知りたいなと思いました。

(1番)

それもそうですね。

(司会者)

1番さんも同じですか。

(1番)

そうですね。やっぱり最終的に決めるということは、それは大変なことなんですね。やはりその辺の仲裁をしてるわけじゃありませんから。年数を決めるときに、やっぱり私たちは考えますよね。だから、もうちょっと詳しくやらないと、私もここで結論を出すというときに、まいりましたですね。年数についてはどこからどうしたらいいのかなと。

(司会者)

そうすると、やはり同じようにもっと正確な詳しい資料が欲しかったというお気持ちですかね。

(1番)

そういうものでもあればいいですよね。人の刑を、人生を決めるのにですよ。それはやっぱり私どもなかなか決めづらかったですね。

(司会者)

ありがとうございます。今、量刑の資料の話など出てまいりましたけれども、そのようなお話でも、あるいはそのほかでも評議について何か御注文や、こういう点はちょっと考えてほしかったというようなこと、いかのような点でも、いかがでしょ

うか。

(2番)

初めに裁判長さんが、「皆さんどんな思い付いたことでも何でもいいですから、どんどんお話ししてください。」って言ったんですけども、やっぱり日本人だからか、みんなそんなにはしゃべれないんですよね。だから沈黙が長い評議ではあったんですよ。今後、これは日本人だからなのか、それぞれの問題なのかもしれないけれども。

(司会者)

もっと話しやすいように工夫をした方がいいのではないか、ということでしょうかね。

(2番)

映画やドラマのように裁判員がポンポンしゃべれるような状況では私たちはなかったんで。そんな中でも私はしゃべっていこうと思ったんですけども、しゃべればしゃべるほど、自分がやっぱり落ちていくのが分かるんですね。「ばかなことを言ったな。」というふうに。だから、しゃべりやすい状況というのはどうやつたらつくれるのかは、今後の課題なのかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。本当にその辺り肝に銘じて進行していくかなくてはいけないなと思うんですけども。

ほかの皆様のところもそんな感じでいらっしゃいましたでしょうか。

(6番)

私のところは、もう最初から最後までもう皆さんが本当に熱心に意見を出されました。かなり激論してたんで、沈黙があるというのは私は逆にびっくりです。かなり激論を交わした裁判員もありますよということを、今、言いたかったんですけども。

(司会者)

今、拝見しますと、どうも同じ部の御担当のようです。きっと、その事件の内容や裁判員の方の個性などもおありなのでしょうけれども、あらゆる方が来られたときに、少なくとも自由に言いたいことが言えるということには、本当に心掛けているといけませんね。皆さん言いたいことがあってもちょっと黙ってしまうというようなところもどうしても、特に最初のうちなどはおありでしょうね。

(2番)

最初の方は、事件の内容が有罪か無罪に対しては、みんなで推測することはまだ意見が出たんですけども、やっぱり量刑の辺り、最後の方になると、被害者遺族なんかの証言、お話を聞いてから、もうみんな精神的にやられたというか。うかつなコメントができなくなったというか。私もその辺からもうずっと手に爪を立てて我慢してたんですけども、そうしていないと涙がこぼれそうだったので。そういう事件の印象だったんで。

(司会者)

精神的にも皆様非常につらい状況になっていらっしゃったということですか。

(2番)

多分そうだったんですね。20代の方は、「御飯も食べれませんでした。」と。命を助ける仕事をされてる方がいたんですけども、その人ももう「内容的なものというのはふだん触れないからつらいです。」という感じで、どんどん寡黙にならえていったんで。それをこちらでフォローしてくださいというのはちょっと難しいところなんですけれども。

(司会者)

少なくともそういう気持ちを共有しあったり、お互いにこうつらいというところをまずはお話しいただいたりしながら進めていく方がよいということでしょうか。

(2番)

そうですかね。休憩時間も誰も口を聞かないですし、昼休みも誰もしやべらないし。ものすごく居づらい場所になっていきました。

(司会者)

ありがとうございます。そういう中で仕事をしていただいたことについて、まずまた改めて感謝を申し上げます。

(2番)

それで思ったんですけれども、ここで、今、しゃべらなかつたら、みんな何か空気が重いですよね。ですけれども、ちょっとでも音楽があったら空気がまだマシだったかなと思って。

(司会者)

せめて休憩時間ぐらいは、ということなんでしょうか。

(2番)

ええ。9人いて誰もしやべらない空間がずっと続いているというのは、重かったです。

(司会者)

そこはやはり休憩時間ぐらいは気持ちを切り替えて、少しリラックスしていかないといけないでしょうね。我々もしっかり考えてそういうようにならないように気を付けていきたいと思います。

(司会者)

それでは、時間も来てしまっておりますけれども、検察官それから野澤弁護士の方から御感想なり、あるいは御質問なりおっしゃっていただいてよろしいでしょうか。

(検察官)

評議に関してはやはり検察官としてはとても興味あるんですけども、量刑を決めるための資料が足りないという御意見が幾つかありましたけれども、何件ぐらい皆さんごらんになってて、どの程度の情報が出てたのかという辺りというのは、どうなんですか。

(司会者)

多くは皆様、量刑のグラフなどを映し出して、それから簡単な事例をまとめた記載がございますが、代表的なものなどをごらんになって検討されているということでしょうか。こういうのをちょっと見たいと言えば、それを更に確認してというようなことはしたということでおろしいでしょうか。

3番さんがおっしゃるのも、そうやって見るものを見てもなお、それは情報が少し少ないんじゃないかということでしょうか。

(3番)

見させてもらった内容が細かく分からなかった。つまり、「今回の事件と違うじやん。」「違うのに何でそれをこうやって並べてるの。」と。同じような事件がなかなかないのは分かるんです。だからそこら辺を同じような内容をなるべく、そうするとうんと少なくなっちゃうかもしれません。それでもいいから同じような、内容はこういう事件で、ちょっと違うけれども同種の事件はこうですよ、みたいなね。もうちょっときめ細かい説明が欲しかったなど。

(5番)

私どもの事件の場合にはそれなりの判断できる件数があって、検索を絞り込んでどういうレベルにあるのかというのは判断できたので、皆様のところよりは難しくはなかった感じです。

(司会者)

5番さん御自身としては、見たものの中で評価することはできたということでしょうか。

(5番)

十分できました。

(司会者)

それでは、野澤弁護士の方から何か御感想なり。

(弁護士)

感想というか一番最初に5番の方がおっしゃった、でき過ぎているというか、そ

ういう問題は、実は、要は裁判員裁判、本番が始まるまでに三者が集まって、どういうことを主張しよう、証拠はこういうのを出そう、というふうに基本的にはかなり詰めてまして。それが一つもしかしたらドラマのように見えるのかもしれないとかそういうところがあるって。

弁護人としては被告人が言っていることというのは、ある程度、おかしなこと、なかなか伝わりにくいくることであっても、やはり本人を理解してもらうためにはある程度言わなきやいけないということで、やっぱり出そうとして。そこに裁判官や検察官から意見をもらってどうしようかというようなところがあって、できればやっぱり判断するに当たっては、こんなことも知ってほしいあんなことも知ってほしいということは、いつも考えながらやってはいるんですけども。

だから逆に言うと、何かこんなこと、本来あるべきものがなかったり、だからそこを判断しづらいとか、そんなような多分感想が裁判員の方も持たれることがたまにあるんじゃないかなと。そういうようなところはなかなかそういうリバウンドというのは裁判所経由でしかなかなか発見できないようなところもあるかと思いますんで、その辺りはぜひ今後、より良いその判断を目指すためにはぜひ注目していくいただきたいところかなというところを、感想として一応申し上げておきます。

(5番)

これ、悪い意味じゃなくていい意味で言ったんです。

(司会者)

ああ、そうですか。「でき過ぎている」というのは。

(5番)

良くできているというか、良く論点が絞られていて、こういう形で進めれば結果もこうなってくるのかなというようなものですけれども、非常に分かりやすくつくっていただいてたという意味ですので、悪い意味ではないです。

(司会者)

ありがとうございます。それでは、まだまだいろんなお話を伺いしたいところ

ではあるんですけども、時間になってしまいました。本日は貴重な御意見をそれぞれの方からいただきありがとうございました。もう一度、これを振り返りまして、次の裁判員裁判に生かしていく様に裁判所、検察庁、弁護士会、それぞれ努力していきたいと思っております。本日は本当に忙しい中をありがとうございました。

以上